

小売電気事業及び小売供給の登録について

(趣旨)

小売電気事業及び小売供給（以下「小売電気事業等」という。）の登録については、これまでの委員会において、当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、計66件について、当委員会としての回答を御検討いただき、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められない旨の意見を、経済産業大臣へ回答したところ。

引き続き、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方にに基づき、小売電気事業等を営もうとする者の登録申請について、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、当委員会において審査を行った結果を踏まえて、経済産業大臣への回答について御検討いただく。

主なポイント

1. 小売電気事業等の登録申請に係る審査について

来年4月の第2弾改正電気事業法の施行に先立ち、経済産業省では、本年8月3日より小売電気事業等の登録申請の受付を開始したところ。経済産業省においては、平成27年12月3日時点で175件（内訳については、小売電気事業が173件、小売供給が2件）の小売電気事業等を営もうとする者の登録申請があり、これを受け、当委員会への意見聴取が行われている。

当委員会への意見聴取が行われている各事業者のうち、計66件について、これまでの委員会での審査結果を踏まえ、当委員会としての意見を経済産業大臣に回答したところ。引き続き、当委員会として審査を行った結果、今回は、資料3-1の別添に記載されている7件の事業者について、審査基準1.(2)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められず、また、資料3-2の別添に記載されている2件の事業者について、審査基準2.において準用する審査基準1.(2)に規定された「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当する事実は認められないため、資料3-1及び資料3-2により経済産業大臣に意見を回答することに関し、御検討いただく。